



[現在のページ](#) [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [福祉・介護](#) [障害福祉](#) [交通](#)

旅客鉄道会社等による精神障害者割引制度の導入について

旅客鉄道会社等による精神障害者割引制度の導入について

更新日：2024年12月1日

令和7年4月1日より、JRグループにて旅客運賃の精神障害者割引制度が導入となります。

対象となる方

精神障害者保健福祉手帳（手帳に顔写真が貼付されており、旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種または第2種の記載があるもの）をお持ちの方

第1種	精神障害者保健福祉手帳1級
第2種	精神障害者保健福祉手帳2級または3級

※お持ちの手帳が以下の場合、割引が適用とならないためご注意ください。

- 有効期限の切れた手帳
 - 写真が貼付されていない手帳
 - 第1種、第2種の記載がない手帳
- （種別の記載を希望される方は、「種別の記載を希望する方へ」をご覧ください。）

割引制度の概要

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者と介護者の方	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割
12歳未満の第2種精神障害者と介護者の方	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割
第1種及び第2種精神障害者（単独） ※片道100キロを超える場合に限る	普通乗車券	5割

※割引となる介護者の方は1名です。

※手帳所持者と介護者の方は、同一区間の乗車券をお買い求めいただく必要があります。

[JRグループ精神障害者割引制度の導入チラシ \(PDF : 79KB\)](#)

種別の記載を希望する方へ

障害福祉課の窓口に来所の上、記載の申し出をしていただき、窓口でお持ちの精神障害者保健福祉手帳にスタンプを押印します。

- 顔写真が貼付されている方につきましては、その場で押印することが可能です。
- 顔写真が貼付していない方につきましては、障害手帳と顔写真（縦4×横3センチ）をお持ちになり再発行手続きをお願いします。およそ2～3か月後に種別が押印された障害手帳が発行されます。

※スタンプの押印は、本庁障害福祉課でのみ受付可能です。再発行手続きは各支所でも受付可能です。

JR以外の鉄道運賃割引について

各鉄道会社によって、取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各鉄道会社へお問い合わせください。

お問い合わせ先

◎割引内容について

JRまたは各鉄道会社へお問い合わせください。

◎手帳への種別表記や手続きについて

障害福祉課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：0533-89-2131

お問い合わせ

[福祉部 障害福祉課](#)

所在地：442-8601

豊川市諏訪1丁目1番地

電話：0533-89-2131 ファックス：0533-89-2137

[このページの作成担当にメールを送る](#)

Copyright © Toyokawa City. All Rights Reserved.